道路法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

〇不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)	○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)	○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)	○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)	
抄	抄	<u> </u>	•	
		抄		
			•	
•	•		•	
•	•	•	•	
•	•	•	•	
•	•		•	
•	•		•	
•	•	•	•	
•	•		•	
•	•	•	•	
•	•	•	•	
•	•	•	•	
•	•	•	:	
•	•	•	•	
•	•	•	:	
•	•	•	•	
:	•	•	:	
•	•	•	•	
•			•	
•	•		•	
•	•	•	•	
:	•	•	•	
•	•	•	•	
•	•	•	•	
•	•	:	:	
•	•	•	•	
• 15	• 13	3	1	

路法施行令の一 部 を改正する政令案参照条文

○道路法 昭 和二十七年法律第百八十号)

(路の占用の許可)

第三十二条 許可を受けなければならない。 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、 物件又は施設を設け、 継続して道路を使用しようとする場合においては、 道路管理者の

- 電柱、 電線、変圧塔、郵便差出 箱、公衆電話所、 広告塔その他 これらに類する工作物
- 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 鉄道、 軌道その他これらに類する施設
- 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 地下街、 地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 露店、商品置場その他これらに類する施設

- 七六五四三 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、 物件又は施設で政令で定めるも
- 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる 左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 物件又は施設を設け、 継続して道路を使用することをいう。以下同じ。 0) 目 的
- 三
- 工作物、物件又は施設の道路の占用の期間 の構造
- 工事実施の方法
- 七六五四
- 道路の復旧方法工事の時期
- 更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許 可を受けなければならない。 第一項の規定による許可を受けた者 (以下「道路占用者」という。) は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変
- 請書を道路管理者に送付しなければならない。 による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の 適用を受けるものである場合においては、 第二項の規定
- 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、 適用を受けるものであるときは、 あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第 項 の規

5

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 準を定めることができる。 意を得れば足りる。この場合において、 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、 同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、 国が道路管理者に協議し、その 政令でその基

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、 で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事

前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令) 条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、 政令で定める基 で定める。

(道路予定区域)

準の範囲をこえてはならない。

の土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域について 改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、 何人も、 道路管理者 (国土交通大臣が

- 2 第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条おいては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章 及び次条から第九十五条までの規定を準用する。 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、 道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後に
- 3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、 道路管理者は、 その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければ
- 第六十九条第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による損失の補償について準用する。

○道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、 次に掲げるものとする。

- 幕及びアーチ

 - な施
- 六 五 四
- 該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当る者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の一番市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住す 火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条 住することとなるものを一時収容するため必要な施設 防火地域(都市計画法(昭和四十三土石、竹木、瓦その他の工事用材料 (昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物 (以下「既存
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これにいるの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)で 所属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)で八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路
- らに類する施設
- 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、 店舗、 倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車 駐 車
- 号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区 (建築物の高さの最低限度が定められているも のに限る。 及び高度利 用 地 区並びに同
- 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路 市再生特別措置法 に設ける同項第 一号に該当する応急仮設建築物で、 条第一項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。) 被災者の居住の用に供するため必要なもの 0) 区域

させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第九号に掲げる施設に設けるものを除く。)車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。 道路 の区 |域内の地面に設ける自転 車 (側車付きのものを除く。 以下同 じ。)、原動 機 付自! 転車 (側車付きのものを除く。) 又は道路運送 以下「二輪自動車」という。)

高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(指定区

第十九条 二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。 する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただ した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当 該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始 当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は より通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥 し、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表 及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額、間内の国道に係る占用料の額) 同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業に (第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるも

- て得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。 める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄 める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じ額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定 に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た
- にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、 前 項 0 規定
- 応急仮設住宅
- 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号) 第六条に規定する公営企業に係るもの
- Yする施設 機が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で 独立行政法人鉄道建設 ・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 般 の需要に応ずるもの の用に
- 低選 学法 (昭和二十五年法律第百号) による選挙運動の ために使用する立札 看板その他 この物件

五. 公共の用に供する通路及び)駐車場 法 昭 和三十二年法律第百六号) 第十七条第一項に規定する都市計画に お いて定めら ħ た路 外駐車

前各号に掲げるもの のほ か 前 一項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、 国土交通大臣が

規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めて、指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

いる占用料の額とする。

第十九条の二))から一月以内に納入告知書 に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日 意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第 入通知書)により一括して徴収するものとする。ただし、 項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議 当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。 指定区間内の国道に係る占用料は、 (法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、 法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同 当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、 納

合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるとき前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場 は、その超える額の占用料は 返還する。

3 占用: にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、 第十の徴収方法により徴収するものとする。 存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めて 前二項の規定 いる

別表 (第十九条関係)

占 用 物 件 単 位 甲 地 占 所 Z 在 用 地 地 料 丙 地

物 に掲げる工作 に掲げる工作 衆電話所変圧塔その他これに類するもの及び公 地下に設ける変圧器 路上に設ける変圧器 共架電線その他上空に設ける線類 その他の柱類 第 第 第三種 地下に設ける電線その他の線類 第三種電話柱 第二種電柱 第 一種電柱 一種電話柱 種 電話柱 電柱 カメートルに お用面積一平 長さ一メート 年 年 年 一個につき一 本につき一 個につき一 1, 1100 1,100 1,000 八〇〇 六〇〇 \bigcirc 六二〇 $\overline{}$ $\overline{}$ 六 1,000 1,100 7, 1100 Ξ 四九〇 五〇〇 八六〇 五六〇 八〇〇 五. 三 五. 二 五 〇 八二〇 四〇〇 九〇〇 六五〇 九五〇 七〇〇 四六〇 兀 兀

一七〇		四三〇		満のもの	
				外径が○・四メートル以上○・七メー	
九 八	1110	二五〇		トル未満のもの外径が○・三メートル以上○・四メー	
七四	九〇	一八〇	ルにつき一年 ・	に掲げる物件 トル未満のもの 第一項第二号 外径が○・二メートル以上○・三メー	に第法第一項
四九	六〇	1110		―トル未満のもの 外径が○・一五メートル以上○・二メ	
三七	四五	九二		―トル未満のもの 外径が○・一メートル以上○・一五メ	
二五五	1110	六二		―トル未満のもの 外径が○・○七メートル以上○・一メ	
一七	1 1	四川		外径が○・○七メートル未満のもの	
八 二 〇	1,000	11, 100	カメートルに カメートルに	その他のもの	
九九〇	11, 000	11回、000	カメートルに 表示面積一平	広告塔	
三四〇	四二〇	八六〇		郵便差出箱及び信書便差出箱	

	に掲げる施設	第一頁第六子 法第三十二条			に掲げる施設	第一頁第五号 法第三十二条			法第三十二条第		
	その他のもの	的に設けるもの!	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路		室地下街及び地下		第一項第三号及び:	外径が一メート	・大満のもの ・七メ
一時的に設けるもの		他の催しに際し、一時		路	路	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの		ル以上のもの	七メートル以上一メートル
方メートルに表示面積一平	カメートルに 方メートルに	カメートルに 日田面積一平	方 方 月 田 面 積 ル に ・								
二、四〇〇	11、国〇〇	11回〇	11, 100	七、一〇〇	111,000	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○○七を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額	11, 100	1,1100	六二〇
1100	1100	110	1,000	六一〇	1,000	て得た額	て得た額	て得た額	1,000	六〇〇	11100
九九	九九	_ O	八二〇	1100	四九〇				八二〇	四九〇	二五〇

第七条第二号に掲げる工作物		に第 掲七 げ条 る第 物件号 ア の用号幕 旗 標 が 離に								
掲げる工作物	2	ア チ	のを除く。)	号に掲げる工事幕(第七条第四		旗ざお	標識	。) 。 。 。 。 。 。 。	ある。つかが余く 看板(アーチで	
	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	けるものし、一時的に設祭礼、縁日その他の催	その他のもの	けるものし、一時的に設祭礼、縁日その他の催		その他のもの		
占用面積一平	月	一基につき一	方そ方方方み日日月ルに平		月本につき一	日本につき一	年本につき一	カメートルに カメートルに	つき一月	
-1, -100	111,000	二回、〇〇〇	二、四〇〇				一、六〇〇	二四、〇〇〇		
-, 000	1,000	11, 000	1100	110	1100	110	八〇〇	11, 000		
八二〇	四九〇	九九〇	九 九	<u> </u>	九九	<u> </u>	六五○	九九〇		

		- ケメートレこ			
第七条第三号に掲げる施設	掲げる施設	年	Aに○、○二八を乗じて得た額	て得た額	
げる工事用材料第七条第四号に	げる工事用材料 第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲	面積	00周,11	1100	九九
げる施設第七条第六号に	げる施設第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲	カラー きー月 に	 	 	八二
等こを育しず	に設けるものトンネルの上又は高架の道路の路面下		℃で得た額	10て得た額 ○一六を乗	じて得た額
に掲げる施設	上空に設けるもの		▲に○・○二を乗じて!	て得た額	
	その他のもの		Aに○・○二八を乗じ	じて得た額	
第七条第九号	建築物		じて得た額	10て得た額 ○一六を乗	じて得た額
に掲げる施設	その他のもの		じて得た額○九を乗	1 と	じて得た額の一四を乗
第七条第十号	建築物		Aに○・○二を乗じて!	て得た額	
車場のび自動車駐	その他のもの	方メートルに占用面積一平	じて得た額○九を乗	1 と	じて得た額の一四を乗
第七条第十一	に設けるものに設けるものと又は高架の道路の路面下	つ き 一 年	Aに○・○一二を乗	Aに○・○一六を乗	じて得た額
=					_

	設りおける方	第七条第十三	第七条第十二号に掲げる器具		急仮設建築物
その他のもの	上空に設けるもの	る。)の路面下に設けるものくは自動車専用道路(高架のものに限トンネルの上又は高速自動車国道若し	に掲げる器具	その他のもの	上空に設けるもの
Aに○・○二八を乗じ	Aに○・○二を乗じて得	じて得た額	Aに○・○二八を乗じて得た額	Aに○・○二八を乗じて得た額	Aに○・○二を乗じて得た額
じて得た額	た 額	Aに〇・〇一六を乗 じて得た額	得た額		
		化○・○二を乗			

備考

金額の単位は、 円とする。

場合は、 所在地とは、 同日におけるその区分によるものとする。 占用物件の所在地をいい、その区分は、 次のとおりとし、 各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた

北九州市、 相模原市、 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、 福岡市、 新潟市、 熊本市及び鹿児島市の区域をいう。 静岡市、浜松市、名古屋市、 京都市、 仙台市、 大阪市、 宇都宮市、 堺市、 さいたま市、 東大阪市、 千葉市、 神戸市、 船 橋市、 姫路市、 八王子市、 岡山市、 広島市、 横浜市、 松 Ш 山市、崎市、

乙 地 町及び村の区域をいう。市の区域で甲地以外のものをいう。

第一種電柱とは、 丙地 電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。 以下同じ。)のうち三条以下の電線

(当該電柱を設置する者が設置

するものに限る。 第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。 種電話柱とは、 以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するもの 電話柱 (電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、 電柱であるものを除く。 以下同

ľ,)のうち三条以下の電線 電話柱とは、 電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、 (当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。) を支持するものを、 第三種電話柱とは、 電話柱のうち六条以上の電線を支持する

第

ものをいうものとする。

共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七六 一表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す A は、 近傍類似の土地(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設につい 収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 7

積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するもの 又はこれらの面

とする。

占用の期間が一月未満であるとき、 は月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る 又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるとき

- 12 -

(固定資産課税台帳の登録事項)

- 名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格(第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によ 条第三号及び第三十四条第一 つて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格)を登録しなければならない。 市町村長は 項各号に掲げる登記事項、 土地課税台帳に、 総務省令で定めるところによつて、 所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏 登記簿に登記されている土地について不動産登記
- ればならない。 を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、 市町村長は、 土地補 |充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登記されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税 地番、 地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなけ
- び 四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並 第四十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格)にその基準年度の価格又は比準価格) を登録しなければならない。 市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、 登記簿に登記されている家屋について不動産登記法第二十七条第三号及び (第三百
- 比準価格を登録しなければならない。 定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、 市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、 登記簿に登記されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固 種類、 構造、 床面積及び基準年度の価格又は
- 5 氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。 市町村長は、償却資産課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、償却資産の所有者 これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百八十三条並びに第七百四十二条第一項及び第三項において同じ。 (第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつて)の住所及び
- てはこれらの規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。 資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産につい 市町村長は、 前五項に定めるものの外、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産については当該固定
- 登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、 措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、 上支障があると認める場合においては、 市町村長は、 登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税 当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の その申出を相当でないと認めるときは、 当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、 遅滞なく、 その旨を市町村長に通知しなけれ 遅滞なく、その申出 「に係る
- [定資産税を課する場合においては、 第三百四十三条第六項の規定に基づいて仮換地等、 総務省令で定めるところによつて、 仮使用地、 当該仮換地等、 保留地又は換地に係る同 仮使用地、 保留 条第 地又は換地の所有者とみなされる者 項の所有者とみなされる者に対し

定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。に基準年度の価格又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規いては、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合におの住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対

総務省令で定めるところにより、 前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

9

○不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)

2 前項第三号の地目及び同項第四号の地積に関し必要な事項は、 法務省令で定める。